

令和8年度輪島市震災復興 観光振興推進事業補助金(後期)

震災からの復旧、復興に向け、民間事業者等が主体となる地域の魅力づくりや国内外からの誘客につながる取組及び復興応援イベントの開催を総合的に支援する補助制度です。

事業名	補助対象経費の内容
①観光振興事業	着地型旅行商品の造成、市内でのモニターツアーの催行、観光PR動画・パンフレット等の制作、ガイドの養成、郷土芸能の披露、その他観光振興に寄与すると認められるもの
②観光物産振興事業	特産品等の商品開発、出向宣伝・観光物産展等への出展(出店)
上記①②特記事項 	・補助対象経費総額の1割以上は市内事業者を利用すること。 ・②の事業に取組む場合は、必ず観光振興事業も取組むこと。 ・着地型旅行商品の造成、市内へのモニターツアーの催行には、旅行業務取扱管理者の選任と旅行業法に基づく旅行業登録が必要(委託可能)。 ・観光PR動画、パンフレット等の制作、特産品等の商品開発をする場合は、その成果物を出向宣伝や観光物産展等での宣伝、出品が条件。 ・ガイド要請に係る先進地研修、郷土芸能の披露、出向宣伝及び観光物産展等への出展等は、県外及び金沢市以南の県内実施が必須条件。
③震災復興応援イベント開催事業	市内でのイベント開催に係る経費(打ち合わせ会議やイベント準備片付けに伴う飲食費、人件費などは除く)

補助金の年間上限額・補助率 ※消費税対象外	
■ 補助上限額 :	1事業者 200万円(①と②の合計) 1事業者 100万円(③のみ)
■ 補助率 :	1/2 1,000円未満切捨



期間等	後期開始	後期終了
申請受付	令和8年8月3日(月)	令和8年8月31日(月)
事業実施	令和8年9月1日(火)	令和9年3月15日(月)
実績報告提出日	事業が完了した日から15日以内	

申請・問い合わせ先

輪島市役所 観光課 電話番号 0768-23-1146
 申請書類は、持参、郵送、メールで観光課までご提出ください。
 〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地 輪島市役所 観光課

